

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成
19 年法律第 40 号）に基づく東京都立川市基本計画が終了するため。

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
を廃止する条例

立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成 31 年立川市条例第 11 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。